

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
23年 第3号	23.3.4	<p>家族従業者の人権保障のため「所得税法 56 条の廃止をよめる意見書」採択についての請願</p> <p>全事業所の 90%を占めるといわれている私たち中小業者は、文字通り地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。しかし、長期不況に追い打ちをかけるように、リーマンショック以後に進行している深刻な経済情勢の中で、倒産・廃業などかつてない危機に直面している。</p> <p>そんな中で、業者婦人は自営中小業者の家族従業者として、女性事業主として営業に携わりながら、家事・育児・介護と休む間もなく働いている。しかし、どんなに働いても、家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法 56 条「配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）の規定により、必要経費としては認められない。</p> <p>事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は 86 万円、家族の場合は 50 万円である。配偶者もさることながら、息子や娘たち家族従業者は、僅か 50 万円の控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない。このことは、同じ制度が適用されている農林業、水産業と茨城県の基幹産業での後継者を育成する上でも足かせになっており、後継者不足に拍車をかけている。</p> <p>所得税法 56 条は、日本国憲法の、法の下での平等（憲法第 14 条）、両性の平等（同 24 条）、財産権（同 29 条）などを侵している。税法上では青色申告にすれば、給料を経費にすることができるが、同じ労働に対し、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しており、基本的人権を侵害している。</p> <p>明治時代の家父長制度そのままに、人格や労働を認めない人権侵害の法律が、現在も業者婦人を苦しめており、ドイツ・フランス・アメリカなど、世界の主要国では『自家労賃を</p>	茨城県商工団体連合会 婦人部協議会 会長 金野 益江	大 内 久美子	環境商工	不採択 平成23年 第2回 定例会

		<p>必要経費』としている中で、日本だけが世界の進歩から立ち後れ、取り残されている。私たちは税法上も、民法、労働法や社会保障上でも「一人ひとりが人間として尊重される憲法に保障された」権利を要求する。</p> <p>農林水産業、商工業等自営業の多い茨城県では特に、家族従業者は事業の重要な担い手である。平成 13 年に公布された「茨城県男女共同参画推進条例」に基づく「基本計画」の精神にのっとり、農林水産業、商工業等自営業の分野において、従事する女性と男性の労働が、適正に評価される社会への発展が求められている。</p> <p>県内でも、つくばみらい市が意見書を採択し、国に 56 条廃止の意見書を提出している。議会においても、主旨を十分に理解され、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国の関係機関に意見書を提出されたく請願する。</p>				
--	--	---	--	--	--	--